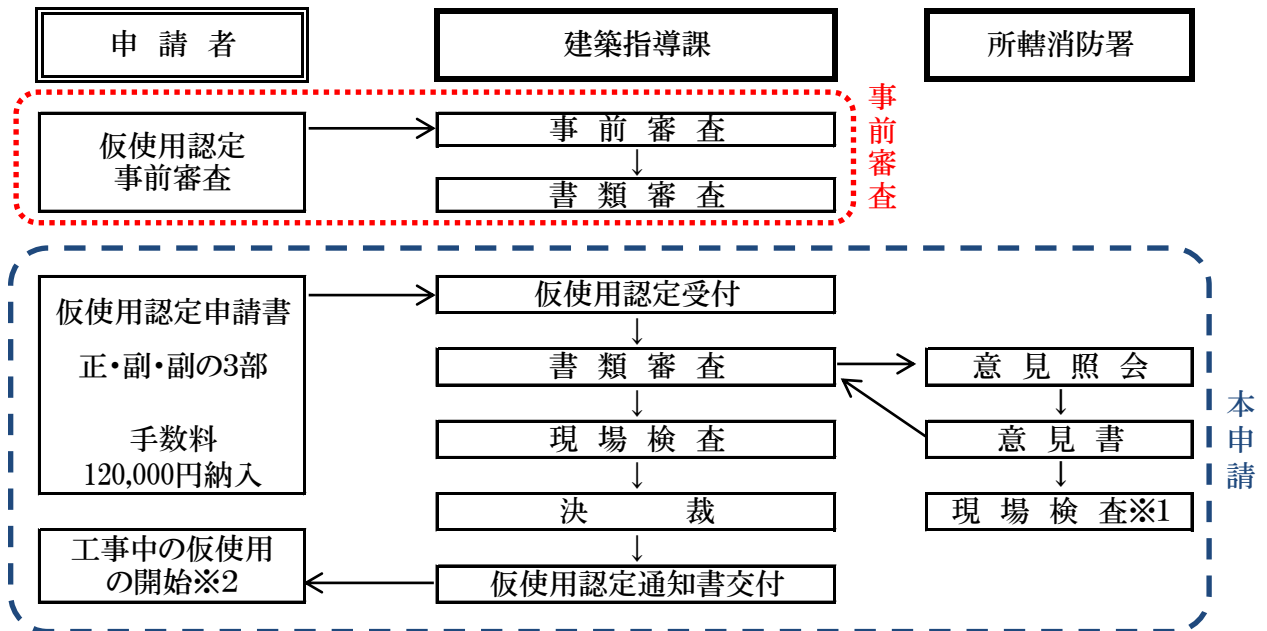


仮使用認定申請の手引き

1. 仮使用認定の手続きと業務の流れ(申請から仮使用開始まで)

仮使用認定申請を円滑に進めるために、事前審査をお願いしています。



※1. 消防現場検査は所轄消防署にて行います。申請前に所轄消防署と協議を行ってください。

※2. 仮使用後に現場の仮設状況が仮使用検査時から変更された場合には、再度現場検査を行うか、写真にて報告を求められることがあります。

2. 仮使用認定申請に必要な書類(正本1部、副本2部必要)

各図面には、作成者の氏名と押印が必要です。

必要書類	内容等
申請書	第33号様式
委任状	申請者が手続きを委任する場合
工程表	仮使用期間を含む全体の工事期間、作業内容等
安全計画書	別紙様式参照。基本的な安全計画の考え方
付近見取図	四日市市都市計画基本図 1/2500
配置図	使用部分と工事部分の区画、工事進入路、避難経路の位置及び避難方向
各階平面図	使用部分と工事部分の区画、避難通路、廊下、防火区画、防煙区画等
立面図	2面以上(避難経路、排煙口等がわかるもの)
断面図	2面以上(防火区画、工事区画がわかるもの)
避難施設の図面	非常用進入口、非常用照明、排煙設備等
消防用設備の図面	スプリンクラー設備、屋内消火栓設備、自動火災報知設備等
換気設備の図面	給気及び排気の経路等
仮設計画図	仮囲いの位置及び構造、主な作業動線、避難経路等。配置図に併記することも可能。
確認申請関係資料	確認済証(写)、昇降機検査済証(写)等
その他	仕上げ表、建具表、キープラン、法規チェックリスト等

3. 現場検査を円滑に行うために、提出をお願いしている書類

仮使用検査は、完了検査と同等の検査をするため、四日市市建築基準法施行細則第2条の2に基づいた資料の提出をお願いしています。資料と確認申請書の副本を借りてチェックし、検査後に返却しています。

確認申請書	副本または副本の写し
構造関係図書	工事施工状況報告書等(仮使用時点での報告で可)

必要に応じて、上記図書以外の書類の提出をお願いする場合があります。

仮使用認定申請の手引き

仮使用認定申請書の記入上の注意

仮使用認定申請書の記入については、以下の注意事項および記入例を参考にし、また、その他必要に応じ、確認申請書を参照し、記入して下さい。

- 2欄 代理者が建築士事務所に所属しているときは、その名称を記入し、住所はその事務所の所在地を記入して下さい。
- 6欄 仮使用する部分の用途を具体的に記入して下さい。
[例] ・1階店舗、2階事務所
 ・3～8階共同住宅
- 7欄 ・新築の場合は、当該建築物の工事着手日を記入して下さい。
 ・増築の場合は、当該増築工事の工事着手予定日を記入して下さい。
- 8欄 ・全体の工事完了予定日を記入して下さい。
 仮使用認定後、その状態が3年を超えたときは、その時点で仮使用認定の更新(手続きの取り直し)を行って下さい。
- 9欄 仮使用期間が明確な場合は、その年月日を記入して下さい。
[例] ・○年○月○日から ×年×月×日まで
 ・仮使用認定の日から検査済証交付の日まで。ただし3年を超えない範囲とする。
- 10欄 申請理由を具体的に記入して下さい。
[例] ・1階1区画(貸事務所)の使用を開始したため
 ・3～8階共同住宅及び1～2階供用部分の使用を開始したため
 ・申請部分での営業を継続したため(増築の場合等)

なお※印欄については記入しないで下さい。